

議案第12号

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、多様な働き方をする保護者の支援のため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成29年大口町条例
第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月
3日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>12月28日</u>から翌年の<u>1月4日</u>までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>

改正要旨

1 改正の目的

子育て支援センターの運営基準である「大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例」で定める休館日の短縮により、子育て支援センター利用者の利便性向上のため、改正するものです。

2 改正概要

子育て支援センターの休館日を以下の表のとおりとします。

現 行	改 正 後
12月28日から1月4日まで	12月29日から1月3日まで

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。